



Business & Human Rights  
Resource Centre



# 企業の権利か人権か？

貿易・投資協定が人権デューデリジェンス法を  
脅かす可能性

2021年9月 日本語概要版



# 概要

各国政府は、気候破壊や擁護し難い不平等感に対処するために、企業や投資を人権の尊重や環境に配慮した持続可能な活動にシフトすべく、新たな規制が必要であるとの認識を高めています。今回のパンデミックは、さらに行動を促す大きなきっかけとなりました。「公正な回復(just recovery)」に関するいかなる課題においても、パンデミックの際に最貧困層の人生や生活に不均衡な影響を与えたビジネスモデルへの対策が取り込まれる必要があります。しかし、貿易・投資協定の諸要素は、この分野での政府の取組みを妨げる可能性があります。

現在、欧州各地で検討されている人権および環境デューデリジェンス法の波は、人権侵害を防止するとともに、企業の社会的・環境的影響に対する法的責任を問うことを目的としています。これらの法律の導入により、欧州各国をはじめとする国々で、人権や環境に関する権利の尊重が企業の自主的な取り組みに過度に依存されてきた長い歴史に終止符が打たれることが期待されます。これらの法律は、全ての問題の解決策とはなりませんが、搾取的なビジネスモデルからの重要な転換を意味しており、政府だけでなく、責任ある企業や投資家からも広く支持されています。

しかし、この喫緊な課題への取組みは、貿易・投資協定に含まれるISDS(Investor-State Dispute Settlement：投資家対国家の紛争解決)条項によって弱体化される危険性があります。企業にとってこの条項は、各国の政策が自社の将来的な利益を脅かす場合、たとえその政策が人権や環境の保護を目的としたものであっても、閉ざされた並行的法制度を使って、国家を訴えることを可能にします。企業は、最低賃金の引き上げ、市民への安価な水の提供、化石燃料の使用廃止などを目的とした法律をめぐり、ISDS条項に基づき既に千回以上も政府を訴えています。

英国のエネルギー企業であるAscent Resources社は、計画中のフラッキング・プロジェクトの環境アセスメント実施を要求されただけで、ISDSを利用してスロベニアに対して現在訴訟中です。デューデリジェンス法が企業に社会的・環境的影響の責任を課すようになれば、悪質な企業はISDS条項を利用してこれらの法律に異議を唱えることが予想されます。新しい規制の導入により企業は、貿易・投資協定の条件に違反して国家が企業の利益を減少させていると主張し、莫大な賠償金の支払いを要求する可能性があります。多くの政府は訴えられることを回避するため、法律の制定を遅らせたり中止したりする可能性があります。

デューデリジェンス法が制定された場合、ISDS条項は法律の施行を妨げるために利用される恐れがあります。これまで企業は国内裁判所の判決を覆すためにISDSを利用してきましたが、これは事実上、判決を施行するための費用が法外に高額になることを意味します。ISDS関連の訴訟の約60%は投資家に有利な判決が下され、平均1億2,500万米ドルの賠償金が支払われています<sup>1</sup>。ISDS関連の訴訟が最も頻繁に発生するのはグローバルサウス（新興国）の各国政府に対してである状況を鑑みると、新興国市場におけるデューデリジェンスの取り組みを弱体化させるためにISDSが利用される重大なリスクがあります。

企業の説明責任や、パンデミックからの公正な回復、より環境に優しいグリーンな経済への公正な移行といった幅広い課題とISDS制度は両立し得ないと考えられます。ISDSに対する各国の不満から、多くの政府がISDSに反対しています。近年締結された貿易・投資協定のうち、ISDSが含まれているのは3分の1に過ぎず、2021年8月にはパキスタンが、ISDSを含んでいる既存の条約を終了すると発表したばかりです。

本報告書は、各国が人権および環境デューデリジェンス法の導入と、貿易・投資協定の改革の二つを結びつけるべき理由を説明するとともに、ISDS及び無責任な企業がISDSを通じた重要な新規制の成立を阻害する可能性を廃止することを目指します。

**60%**

のISDS関連訴訟は投資家に有利な判決が下されています。



**平均1億2,500万米ドル**

の賠償金が、各国に対して勝訴したケースにおいて投資家に支払われています。

**2,800本**

の全世界の貿易・投資協定がISDS条項を含んでいます。

**4年**

ISDS訴訟には平均して4年かかり、弁護する政府には470万米ドルの弁護士費用がかかります。

<sup>1</sup> 1987-2017年に発生したISDS訴訟の分析に基づく、p.5

# 日本語版付記

貿易・投資協定について、日本「ビジネスと人権」に関する行動計画(2020-2025)によると、日本が署名・締結した一部の経済連携協定及び投資協定では、適切な労働基準・条件の確保といった価値を尊重すべきとして、労働や環境に関する条文を取り入れてきました<sup>2</sup>。

具体例<sup>3</sup>:

- ② 環太平洋パートナーシップに関する包括的及び先進的な協定(TPP11協定):独立の「労働」章、「環境」章や女性参加に関する規定
- ② 日EU経済連携協定(EPA):「貿易及び持続可能な開発」章
- ② 日EU・EPA:市民社会との共同対話の開催等の規定

このように、行動計画は経済連携協定及び投資協定が人権保障に資するよう取り組まれていることに言及するものの、これら協定に含まれているISDS条項が人権にもたらし得る負の影響については検討されていません。

2021年10月時点で、日本が署名する36の二国間及びその他の関連協定にてISDS条項が規定されています。また、これまで日系企業(投資家)がISDSを使った事例は6件あります<sup>4</sup>。

- ② [Macro Trading 対中国](#)
- ② [三井物産対スペイン](#)
- ② [伊藤忠商事対スペイン](#)
- ② [日産自動車対インド](#)
- ② [ユーラスエナジー対スペイン](#)
- ② [日揮対スペイン](#)

日系企業(投資家)によるISDSの活用が進む中、本報告書では、国家がISDS条項付きの協定を締結することは、投資家の本国の人権および環境デューデリジェンス法の導入に関連する議論の幅を制限するという意味でも、企業が受入国の規制に異議を唱える機会を提供するという意味でも、懸念が生じ得ると指摘しています。

<sup>2</sup> ビジネスと人権に関する行動計画に係る関係府省庁連絡会議『「ビジネスと人権」に関する行動計画』、p. 20

<sup>3</sup> 同上、p. 21

<sup>4</sup> 国際連合貿易開発会議「日本」